

私事総第1310号  
令和8年2月12日

学校法人等代表者 殿  
私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 福原紀彦

### 令和8年度の掛金等の率について（お知らせ）

平素より当事業団の業務につきましては、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の掛金等の率につきましては、令和8年1月28日開催の共済運営委員会において審議され、了承されましたので、下記のとおりお知らせするとともに、皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私学共済制度の掛金等の率は、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（以下「共済規程」という。）第26条に定められていますので、今後、文部科学大臣の認可を受けて共済規程の変更を行います。

今回お知らせする内容につきましては、既に私学共済ホームページにも掲載していますが、「月報私学」3月号及び加入者向広報「共済だより レター」春号にも掲載する予定です。

#### 記

##### 1 短期給付等掛金率

短期給付等掛金率は、短期給付分、子ども・子育て支援金分、福祉事業分及び介護分から構成されています。

###### （1）短期給付分掛金率の据え置き

令和8年度の短期給付分掛金率は、現行の8.771%に据え置きます。

###### （2）子ども・子育て支援金分掛金率の設定

子ども・子育て支援法の改正により、新たに医療保険者が子ども・子育て支援納付金を負担することに伴い徴収する掛金の率を令和8年度から設定します。令和8年4月からの掛金率は0.23%となります。

なお、子ども・子育て支援金分掛金率については、国が示す一律の率によるもので、各被用者医療保険制度の保険者間で共通です。

### (3) 介護分掛金率の改定

厚生労働省からの事務連絡における諸係数等を基に介護納付金を算出した結果、掛金率の分子に当たる当事業団が負担すべき介護納付金が7年度に比べて0.89%増加するものの、掛金率の分母に当たる総標準報酬額（推計）が1.25%増加し、介護納付金の伸び率を上回ったため、令和8年4月から現行の1.560%を0.006ポイント引き下げ、1.554%とします。

なお、介護分掛金率については、上記介護納付金を私学共済制度における介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の加入者）の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっています。

### (4) 特定保険料率に相当する掛金率及び子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分に相当する掛金額

令和8年度の短期給付分掛金率のうち特定保険料率に相当する掛金率（高齢者医療制度への支援金等に充てるための掛金率）及び子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分に相当する掛金額については、3月中旬に各学校法人等宛ての通知文及び私学共済ホームページで御案内する予定です。

## 2 退職等年金給付掛金率

令和8年度の退職等年金給付掛金率は、現行の1.50%に据え置きます。

なお、令和12年3月までの間は、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、標準報酬月額等に対し0.3%に相当する額を職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることとしましたので、この繰入率を差し引いた実行上の掛金率1.20%（＝1.50%－0.3%）をもって納付していただく掛金を算定します。

## 3 加入者保険料率（軽減保険料率）

令和6年度に、令和7年4月から11年8月までの加入者保険料率（軽減保険料率）を設定しており、8年度の軽減後の加入者保険料率（軽減保険料率）は、4月から8月までが17.097%、9月から9年3月までが17.451%となります。

（単位：%）

月 分	①加入者保険料率	②軽減幅	③軽減保険料率 (①－②)
令和8年 4月から 令和8年 8月までの月分	18.248	1.151	17.097
令和8年 9月から 令和9年 3月までの月分		0.797	17.451
令和9年 4月から 令和9年 8月までの月分	18.300	0.849	17.805
令和9年 9月から 令和10年 3月までの月分		0.495	
令和10年 4月から 令和10年 8月までの月分	18.300	0.495	
令和10年 9月から 令和11年 3月までの月分		0.141	18.159
令和11年 4月から 令和11年 8月までの月分	18.300	0.141	
令和11年 9月から		—	—

#### 4 子ども・子育て拠出金率

令和8年度の子ども・子育て拠出金率については、現行の0.36%に据え置かれます。

#### ＜参考＞

掛金等早見表（令和8年度分）の送付について

- ・「報酬」に係る掛金等早見表については、都道府県補助金との関連から4月初旬に送付する予定です。
- ・「賞与」に係る掛金等早見表については、私学共済ホームページをご覧くださるようお願いします。

【令和8年度の掛金等の率】

① 40歳以上65歳未満の加入者

(単位：%)

区分	短期給付等掛金率					退職等年金給付掛金率	加入者保険料率(軽減保険料率)	合計
	短期給付分	子ども・子育て支援金分	福祉事業分	介護分	小計			
甲種加入者	8.771	0.23	0.250	1.554	10.805	1.20	17.097[8月まで] 17.451[9月から]	29.102[8月まで] 29.456[9月から]
乙種加入者等	8.771	0.23	0.195	1.554	10.750	-	-	10.750
丙種加入者	-	-	0.195	-	0.195	1.20	17.097[8月まで] 17.451[9月から]	18.492[8月まで] 18.846[9月から]
任意継続加入者	8.771	0.23	0.125	1.554	10.680	-	-	10.680

② 40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

(単位：%)

区分	短期給付等掛金率					退職等年金給付掛金率	加入者保険料率(軽減保険料率)	合計
	短期給付分	子ども・子育て支援金分	福祉事業分	介護分	小計			
甲種加入者	8.771	0.23	0.250	-	9.251	1.20	17.097[8月まで] 17.451[9月から]	27.548[8月まで] 27.902[9月から]
乙種加入者等	8.771	0.23	0.195	-	9.196	-	-	9.196
丙種加入者	-	-	0.195	-	0.195	1.20	17.097[8月まで] 17.451[9月から]	18.492[8月まで] 18.846[9月から]
任意継続加入者	8.771	0.23	0.125	-	9.126	-	-	9.126

<区分>

- 甲種加入者 … 短期給付・年金等給付適用者
- 乙種加入者等 … 短期給付のみ適用者、甲種加入者のうち協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者
- 丙種加入者 … 年金等給付のみ適用者
- 任意継続加入者 … 退職後短期給付のみ適用者

- ◎ 掛金等の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。
- ◎ 都道府県補助金は、標準報酬月額に係る加入者保険料に対して補助されます。標準賞与額に係る加入者保険料に対する補助はありません。
- ◎ 退職等年金給付掛金率(1.20%)は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。